

○枅和也副委員長 続いて、日本共産党宮城県会議員団の質疑を行います。

なお、質疑時間は答弁を含めて十五分です。天下みゆき委員。

○天下みゆき委員 最初に、教員の未配置問題について伺います。

教職員の多忙化解消を目指す働き方改革の取組ははまだ道半ばです。過労死ラインである月八十時間を超える時間外勤務をしている教職員は、昨年度、県立高校が千百四十二人で二十九・五%、市町村立中学校が八百二十三人で二八・二%に上りました。長時間勤務の中で、小学校・中学校・高校・特別支援学校の二十二年度の一か月以上の病気休暇者は二百七十四人、病気休職者は九十七人でした。産休・育休取得者が年間二百人を超えていますので、年間六百人くらいが長期休暇をとっています。その結果、教員の未配置が深刻です。未配置とは、配当定数に対し現員が配置されない場合や、産休・育休・病休・病気休職者に対して、代替講師が配置されない場合を言います。五月一日現在の昨年度の未配置数は、小学校・中学校・高校・特別支援学校合わせて二十七人、今年度は十七人でした。新学期から未配置ということ自体問題ですが、この未配置数が年度末に向けて更に増えます。今年度十月一日現在の未配置数を伺います。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 今月一日時点での教員の未配置数は五十七人となっております。五月一日時点での未配置は十七人であったところ、それ以降に育児休業の取得者が増えるなどして代替講師を必要とするケースが九十件ほど増えており、代替講師の確保に努めてきたところではありますが、学校種や教科、居住地などの条件が合う方で、かつ、年度途中から勤務いただける方を確保することには困難があり、結果として五十七人の未配置となっております。現在も過去に学校で勤めていただいた方にお声がけをするなどして、代替講師の確保に努めているところでもあります。未配置の状況を解消し、学校の負担を軽減できるよう引き続き取り組んでまいります。

○天下みゆき委員 昨年度下期から年度末にかけて、県内各地で先生が足りない、病休者が出てても代替者が配置されないため、更に病休者が出て悪循環になっているなどの現場の悲鳴が相次ぎました。年度途中に代替講師が速やかに配置できないのは、年度初めから常勤講師千七十四人と非常勤講師千二十三人が既に配置されており、更なる配置が難しいからです。教員を増やす対策が必要です。そのためには、採用枠の拡大とともに教師を志す高校生支援事業や、免許を持っていても働いていない人を対象とした、見学

や実習も含めた復職支援制度の創設、そして働きやすい学校づくりなど、総合的な対策を強化すべきです。いかがですか。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 教職志願者の確保に向けましては、高校生段階での教師を志す高校生支援事業や、大学一・二年生を中心とした学校インターンシップを行うなど、各年代やキャリアに応じて教職の魅力を発信し、教職に対する関心を高めるよう取り組んでいるところでございます。また、御提案の復職支援制度につきましては、教員免許を保有しているが、現在、教職に就いていない方を主な対象とした、ペーパーティーチャー説明会などを開催し、潜在的な教職志願者の掘り起こしを行うとともに、育児や介護等の事情で一度退職された教員については、教員採用選考の一部を免除するなど、再び我が県の学校で勤務しやすい仕組みを整備しているところでございます。こうした取組を更に強化するとともに、学校における働き方改革等を進め、教員が生き生きと働くことができ、学生等が教職に就きたいと思えるような魅力ある職場づくりにも努めるなど、総合的な対策に取り組んでまいります。なお、これまでも講師の本務化に取り組んできたところでありますが、未配置の解消のためには、年度途中の産休・育休等の代替講師を確保することが特に重要であると考えており、引き続き教職志願者の確保と講師確保にしっかりと取り組んでまいります。

○天下みゆき委員 年間通して国が定めている定数を確保することは最低限の県教委の責任です。年間六百人を超える長期休暇が発生しているのですから、県独自の予算を投入して、各学校に配当定数プラス一名の教員配置を行うことを提案します。教育長の見解と独自予算投入に対する知事の見解を伺います。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 教員の定数は、学級数等に応じて算定される基礎定数のほか、教科担任制の導入や少人数指導など、教育内容の充実のために措置する加配定数の二種類からなっております。県教育委員会としては、各学校の実情等を踏まえ、加配定数を国に対して申請することで、基礎定数以上の教員を各学校に配置しておりますが、産休・育休等の取得により、未配置が生じている学校には御負担をおかけしているというふうに認識しており、未配置の状況を解消できるよう、代替講師の確保や教職志願者の確保に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。また、採用数の増加に伴う若い年代の教員の増加、男性育休の取得促進といった背景により、年度途中の産休・育

休等の取得により未配置が生じるという課題は、今後ますます深刻化していくものと認識をしております。こうした状況については、全国的・構造的な課題であることから、年度途中での産休・育休等による未配置が生じないような教職員定数の制度設計ができないかなど、必要となる教職員定数の措置について、国に対して要望してまいりたいと考えております。

○村井嘉浩知事 今、教育長から答弁がございましたが、年度途中の産休・育休等の取得によって、教員の未配置が生じるという課題は、全国的・構造的な課題でございます。今後ますます深刻化してくるのではないかと心配しております。義務教育の教職員の定数については、全国どこに住んでいても同じ教育を受けられるよう、国の責任において定められるべきものというふうに認識しております。引き続き、知事会といたしましても、国に対し必要となる教職員の定数の措置について要望してまいりたいと思っております。

○天下みゆき委員 県の独自予算をつけている都道府県もありますから、ぜひ御検討ください。

次に、学校給食無償化の予算化について伺います。

現在、宮城県内では十二市町村が完全無償化、四市町が一部無償化を行っており、無償化を求める運動は県内各地に広がっています。九月に日本共産党県議団は、今年十月一日から無償化開始を控えた青森県の取組を調査してきました。青森県が給食費無償化に踏み出したのは、昨年六月の知事選で当選した宮下知事が、少子化対策の公約に子育てしやすい環境づくりを掲げ、給食費の無償化から着手したことによります。今年度半年分のこの無償化の予算は十九億五千四百万円、来年度は年間三十九億円余で、青森県の一般会計七千二十二億円の〇・五六%の予算です。宮城県の学校給食費無償化に必要な財源は、私学も含めた県所管分で約五十三億円、一般会計の〇・五三%で、青森県と同程度の割合です。知事、いつまでも国がやることとばかり言っていないで、知事が重点政策の一点目としている人口減少対策における、社会全体で支える子供・子育ての実現の具体化として、この学校給食費無償化に踏み出すことを求めます。いかがですか。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 学校給食費の無償化につきましては、市長会や町村会などから要望を頂いております。その趣旨を踏まえ、法改正等を含めた必要な措置の検

討について国に要望しているところでございます。国では昨年九月に、学校給食費の無償化に係る実態等を把握するための全国調査を行い、今年六月に調査結果を公表し、現在、課題の整理に取り組んでいると承知をしております。引き続き国の動向を注視するとともに、我が県だけでなく、全国の公平性が確保されるよう、法改正等も含めた学校給食費の無償化について国に働きかけてまいります。

○天下みゆき委員　ここも一歩でも前進していただきたいと思えます。予算はこちらですからね、確保をお願いします。

優生思想の一掃を目指して、愛の十万人県民運動の検証の予算化について伺います。七月三日、最高裁大法廷は優生保護法を違憲と判断し、国に賠償を命じる画期的な判決を下し、十月八日に被害者補償法が成立しました。最初に、宮城県議会では、我が党も含めて優生保護審査会の委員となり、強制不妊手術を推進してきたことを、議員の一人として心からおわびを申し上げます。宮城県で実施された優生手術件数は千四百六件と、全国で二番目に多い件数です。その背景には、官民挙げて行った、愛の十万人県民運動があったのではないのでしょうか。運動を進めた精神薄弱児福祉協会の趣意書には、優生保護の思想を広め、県民の素質を高めることを仕事に位置づけ、そのためには優生手術が必要であり、愛の運動として推し進めるとしていました。今回の判決を踏まえて、全ての被害者への補償とともに優生思想を一掃する取組が国でも地方でも必要です。人権侵害を繰り返さないために、宮城県として、なぜこんなに多くの被害者を出したのか、愛の十万人県民運動も含めてしっかりと検証するための体制と予算を確保すべきと思いますが、いかがですか。

○志賀慎治保健福祉部長　旧優生保護法に関する事務は、いわゆる機関委任事務として行われており、その検証につきましても、国の責任においてまずは統一した対応が必要であるというのが基本線かと考えてございます。平成三十一年に施行されました一時金の支給等に関する法律では、共生社会の実現に資するよう、国が調査等を行う旨の定めがあり、県においては、愛の十万人県民運動に関する内容も含め、保有する全ての資料を提供するなど、全面的な協力を行ってまいりました。また、今月八日に成立した、補償金等の支給等に関する新しい法律においては、調査等の措置に加え、優生手術等が行われるに至った原因や再発防止のための措置について国が検証等を行うと定められてご

ございます。県としては、新たな法律に基づく補償金等の手続を円滑に進めるとともに、国の調査や検証にしっかりと協力していくことが、その責務を果たすことにつながるものと考えてございます。

○天下みゆき委員 この愛の十万人県民運動推進した精神薄弱児福祉協会は、PTA連合会や教職員組合、社会福祉協議会、小・中学校校長会、肢体不自由児協会、医師会等で構成され、事務局には、県の母子課や教育委員会が関わっていました。更に、郡と各市には支部、町村には分会がつくられました。優生保護思想を県内隅々に広げるために、これだけの団体を動かした当時の宮城県の役割は非常に大きかったと思いますが、いかがですか。

○志賀慎治保健福祉部長 愛の十万人県民運動でございますが、御指摘のとおり昭和三十三年の宮城県精神薄弱児福祉協会の設立に合わせて展開されたものでした。新たな精神薄弱児施設の建設に必要な資金の確保を主たる目的としていたというふうには認識してございますが、その協会の設立趣意書には優生保護思想の普及についての言及がございまして。実際の活動内容や県の役割について詳細は定かでなく、また、相当の年数が経過していることから、その点に関する評価は大変難しいものというふうにご覧いただいております。

○天下みゆき委員 国の機関委任事務とはいえ、被害を大きく広げた宮城県の責任、当時の宮城県の責任は重大だと思います。優生思想を根絶するため、宮城県が関係団体とともに、愛の十万人県民運動を含めた検証をしっかりと行うよう求めます。知事、お願いいたします。

○村井嘉浩知事 先ほど部長が答弁したように、反省しなければならぬと思います。現行法に基づく一時金の支給制度について、その周知をしっかりと図ってまいりました。国会による調査にも全面的に協力してまいりました。疾病や障害を理由とした偏見や差別は決してあってはならないこととございます。県としては、このような事態が二度と生じることのないように、優生思想の根絶に向けた、国による検証等にしっかりと対応してまいりたいと考えております。